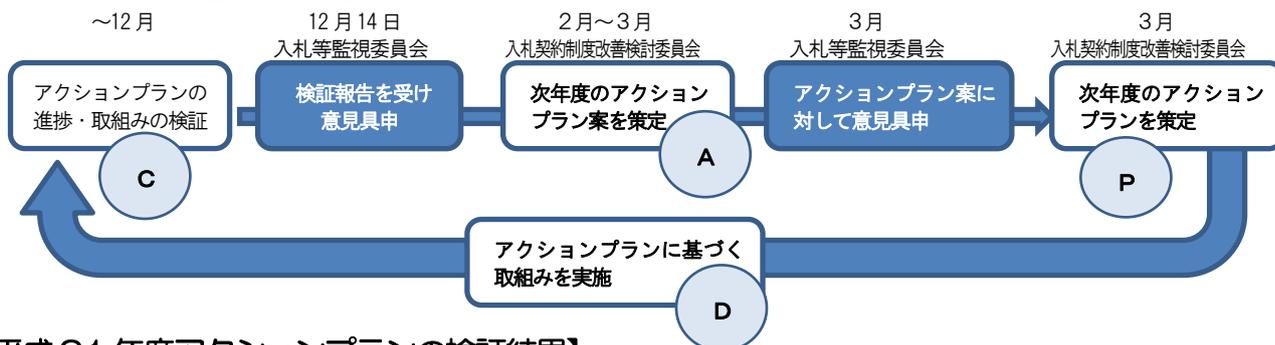


令和2年度 入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの策定について 概要版

令和2年3月
大阪市

【入札契約事務コンプライアンス・アクションプランについて】

- 本市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成27年度より「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を毎年度策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくというPDCAサイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。



【平成31年度アクションプランの検証結果】

- ◆アクションプランの取組みについては、概ね順調
- ◆大阪市入札等監視委員会からの意見
 - 取組みの形骸化を防ぎ、継続して実施していくことが大事であり忘れないように取組んでいただきたい。
 - 職員一人一人にこの取り組みが浸透するよう取り組んでいく必要がある。

【令和2年度アクションプランについて】

- ◆平成31年度の検証結果及び大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて、令和2年度のアクションプランに反映。なお、平成31年1月に発覚した官製談合事案に関する再発防止策についても、引き続き取り組むこととする。
- ◆令和2年度からの新たな取組み

- ① 設計価格等に関する情報管理の徹底について
 - 「入札契約情報管理マニュアル策定ガイドライン」に基づき、各所属が職場の状況に応じたマニュアルを策定する。
 - 同マニュアルの遵守状況について、実態調査を実施し、必要に応じて指導・助言等を行う。
- ② 入札契約事務コンプライアンス研修の実施について
 - 入札契約事務に関する基礎的知識の早期習得のため、年度当初に課長級以下の全職員を対象にeラーニング研修を実施する。
 - 平成31年度に設計担当の職員に拡大したコンプライアンス研修について、監督・検査担当の職員も対象に加える。
- ③ 入札結果の監視について
 - 入札状況等のモニタリング（監視）を通じて、談合等の不正行為の把握・調査・分析を行う。

職員一人ひとりが取組みの意味をしっかりと理解し、自らのものとして職務に活かしていくことが重要

検証を踏まえた取組みの実施により、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る